

原子力災害対策指針の改正案に対する意見募集の実施について (施設敷地緊急事態要避難者の明確化)

令和3年6月2日
原子力規制庁

1. 概要

現行の原子力災害対策指針(平成30年原子力規制委員会告示第8号)において、施設敷地緊急事態の段階で避難を実施すべき対象とされている「施設敷地緊急事態要避難者」については、地方公共団体との間で解釈の差異が生じている部分や、地方公共団体の取組状況等を踏まえて定義を見直すことが望ましいと思われる部分等が顕在化していることから、改善が必要である。

上記を踏まえ、原子力災害対策指針の改正案(別紙1)を作成したので、当該改正案について、行政手続法に基づく意見募集を実施することとしたい。

また、併せて安定ヨウ素剤の配布・服用についての解説書「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」(原規放発第1907033号(原子力規制庁長官決定))も改正する(別紙2参照)。同改正は、行政手続法の意見募集手続の対象ではないことに加え、原子力災害対策指針の改正等に伴う記載の適正化及び形式的変更であるため任意の意見募集も実施しないこととしたい。

2. 課題と対応案

(1)妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児の保護者等

妊婦及び授乳婦は、胎児及び乳児に対する放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくの健康影響が大きいことから、PAZ内の妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児の保護者等(以下「妊婦等」という。)は、施設敷地緊急事態の段階で避難させる必要がある。

その上で、妊婦等は、通常、避難の実施に時間がかかるとの考えに基づき、現行の原子力災害対策指針では、要配慮者のうち、「避難の実施に通常以上の時間がかかる者」を施設敷地緊急事態要避難者とすることで、PAZ内の妊婦等をもれなく対象にすることを意図していた。

他方、実際には、必ずしも避難の実施に通常以上の時間がかからない妊婦等がいることから、妊婦等には、施設敷地緊急事態要避難者の対象にならない場合があるとの解釈の余地がある。

上記を踏まえ、避難の実施に通常以上の時間がかかる者のみならず、原則、PAZ内のすべての妊婦等が施設敷地緊急事態要避難者に該当することを明記する。

あわせて、同記載のうち、「乳幼児の保護者等」は、乳幼児を連れて避難する保護者や、同保護者とともに避難する必要があるその他の児童等を対象とすることを意図しているが、より明確化を図るため、記載を適正化する。

(2)避難の実施により健康リスクが高まる者

現行の原子力災害対策指針では、要配慮者のうち、「避難の実施により健康リスクの高まらないもの」のみを施設敷地緊急事態要避難者の対象としているため、避難の実施により健康リスクの高まる者は、施設敷地緊急事態の段階では、避難を行わないことが前提となっている。

他方、地域防災計画や、避難計画を含む地域の緊急時における対応においては、要配慮者のうち、PAZ 内から UPZ 外の避難所等に直接避難を実施することにより健康リスクが高まることが想定される者に対しては、施設敷地緊急事態の段階で近隣の放射線防護対策を講じた施設(以下「放射線防護対策施設」という。)等に一時的に屋内退避させるなどの措置を講じた上で、安全に避難が実施できる準備が整った段階で避難を実施させる運用となっている。

上記を踏まえ、指針上も、避難の実施により健康リスクが高まることが想定される者であっても、施設敷地緊急事態の段階から、放射性防護対策施設等で一時的に屋内退避し、安全に避難が実施できる準備が整った場合には避難を実施することを考慮した記載とし、あわせて、施設敷地緊急事態要避難者の避難等を支援する者への考慮について記載する。

(3) 安定ヨウ素剤を事前配布されていないもの

現行の原子力災害対策指針では、全面緊急事態に至った場合の PAZ 内からの避難に際して、安定ヨウ素剤の服用を適時かつ円滑に実施できるよう、平時から対象となる住民に安定ヨウ素剤を事前配布することを基本としている。一方で、「安定ヨウ素剤を事前配布されていないもの」を施設敷地緊急事態要避難者として、早期の避難対象としており一貫性を欠いている。

上記を踏まえ、安定ヨウ素剤の事前配布を基本とする観点から、「安定ヨウ素剤を事前配布されていないもの」を施設敷地緊急事態要避難者の対象から除外する。

(4) その他

今次改正の機会を捉え、その他記載についても適正化を図る。

3. 原子力災害対策指針改正案に対する意見募集の実施

別紙1に示す原子力災害対策指針の改正案について、行政手続法に基づく意見募集を実施する。

- 実施期間：令和3年6月3日から30日間
- 実施方法：電子政府の総合窓口(e-Gov) / 郵送/FAX

4. 今後の予定等

- 原子力災害対策指針改正の原子力規制委員会決定：令和3年7月中(予定)
- 原子力災害対策指針改正の公布(官報掲載)：上記、原子力規制委員会決定後速やかに実施

<資料一覧>

別紙 1: 「原子力災害対策指針」の改正案

別紙 2: 「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」の改正案

以 上

○原子力規制委員会告示第 号

原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第一百五十六号）第六条の二第一項の規定に基づき、原子力災害対策指針（平成三十年原子力規制委員会告示第八号）の一部を次のように改正し、令和 年 月 日から適用することとしたので、同条第三項の規定に基づき公表する。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

別表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

表 1-1 中「施設敷設事業実施計画書」を「施設敷設事業実施計画書」に、「一時仮設」を「一時仮設」に、「事故」を「事故」に改める。

表 1-2 及び表 1-3 中「一時仮設」を「一時仮設」に、「事故」を「事故」に改める。

※官報掲載時は【別表】の体裁による新旧対照表を挿入

別表 原子力災害対策指針の一部改正に関する表

改正後	改正前
<p>第2 原子力災害事前対策</p> <p>(2)(1) 「略」 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方</p> <p>② 「略」 緊急事態の初期対応段階における防護措置の考え方</p> <p>(i) 「略」 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）</p> <p>(4) 「略」 基本的な考え方</p> <p>警戒事態… 警戒事態は、その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常現象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の準備、施設敷地緊急事態要避難者（注）を対象とした避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階である。</p> <p>〔略〕</p> <p>（注）施設敷地緊急事態要避難者 「施設敷地緊急事態要避難者」とは、PAZ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。</p> <p>イ 要配慮者（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八条第二項第十五号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）（ロ又はハに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの</p> <p>ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難</p>	<p>第2 原子力災害事前対策</p> <p>(2)(1) 「同上」 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方</p> <p>② 「同上」 緊急事態の初期対応段階における防護措置の考え方</p> <p>(i) 「同上」 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）</p> <p>(4) 「同上」 基本的な考え方</p> <p>警戒事態… 警戒事態は、その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常現象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の準備、施設敷地緊急事態要避難者（注）の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階である。</p> <p>〔同上〕</p> <p>（注）施設敷地緊急事態要避難者 施設敷地緊急事態要避難者は次に掲げるものをいう。</p> <p>○要配慮者（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八条第二項第十五号に規定する要配慮者すなわち高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を含む。）のうち、妊婦、授乳婦及び乳幼児の保護者等を含む。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらないもの</p> <p>○要配慮者以外の者のうち、次のいずれかに該当し、かつ、早期の避難等の防護措置の実施が必要なもの</p>

ハ する必要がある者
安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

施設敷地緊急事態…
施設敷地緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階である。

この段階では、原子力事業者は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状態について直ちに国及び地方公共団体に通報しなければならない。また、原子力事業者は、原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行い、その措置の概要について、報告しなければならない。国は、施設敷地緊急事態の発生を確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリングの実施等により事態の進展を把握するため情報収集の強化を行うとともに、主にPAZ内において、基本的に全ての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備し、また、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置を実施しなければならない。

全面緊急事態…
この段階では、原子力事業者は、全面緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状態について直ちに国及び地方公共団体に通報しなければならない。また、原子力事業者は、原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行い、その措置の概要について、報告しなければならない。国は、全面緊急事態の発生を確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国及び地方公共団体は、PAZ内において、基本的に全ての住民

(ア) 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断したもののほか、安定ヨウ素剤を事前配布されていないもの

施設敷地緊急事態…
施設敷地緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階である。

この段階では、原子力事業者は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状態について直ちに国及び地方公共団体に通報しなければならない。また、原子力事業者は、原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行い、その措置の概要について、報告しなければならない。国は、施設敷地緊急事態の発生を確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリングの実施等により事態の進展を把握するため情報収集の強化を行うとともに、主にPAZ内において、基本的に全ての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備し、また、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置を実施しなければならない。

全面緊急事態…
この段階では、原子力事業者は、全面緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状態について直ちに国及び地方公共団体に通報しなければならない。また、原子力事業者は、原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行い、その措置の概要について、報告しなければならない。国は、全面緊急事態の発生を確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国及び地方公共団体は、PAZ内において、基本的に全ての住民

等の災害対策本部、国の原子力災害現地対策本部及び原子力災害医療・原子力災害医療・総合支援センター等と調整し、県内外の原子力災害医療派遣チームの派遣先の決定や傷病者等の輸送等の対応に当たる体制を構築しておくこと。

第3 (iii) (8) (12) 緊急事態応急対策

(5) (1) (4) 防護措置

① 避難及び一時移転

・ P A Zにおいては、原則として、施設敷地緊急事態に至った時点で施設敷地緊急事態要避難者に対して、また、全面緊急事態に至った時点で全ての住民等に対して、避難を即時に実施しなければならない。

また、避難等には肉体的・精神的影響が生じることから、一般の住民等、とりわけ自力避難が困難な要配慮者に対して、早い段階からの対処や必要な支援の手当てなどについて、配慮しなければならない。特に、施設敷地緊急事態要避難者のうち、直ちにUPZ外の避難所等への避難を実施することにより健康リスクが高まると判断される者については、安全に避難が実施できる準備が整うまで、近隣の放射線防護対策を講じた施設、放射線の遮蔽効果や気密性の高い建物等に一時的に屋内退避させるなどの措置が必要である。さらに、施設敷地緊急事態要避難者に対する避難等の防護措置の実施に際しては、これを支援する者が付加しない場合についても考慮しなければならない。また、避難所の再移転が不可欠な場合も想定し、可能な限り少ない移転となるよう、避難所の事前調整が必要である。さらに、避難が遅れた住民等や病院、介護施設等に在所している等により早期の避難が困難である住民等が一時的に屋内退

等の原子力災害対策本部、国の原子力災害現地対策本部及び原子力災害医療・原子力災害医療・総合支援センター等と調整し、県内外の原子力災害医療派遣チームの派遣先の決定や傷病者等の輸送等の対応に当たる体制を構築しておくこと。

第3 (iii) (8) (12) 緊急事態応急対策

(5) (1) (4) 防護措置

① 避難及び一時移転

・ P A Zにおいては、全面緊急事態に至った時点で、原則として全ての住民等に対して避難を即時に実施しなければならない。

また、避難等には肉体的・精神的影響が生じることから、一般の住民等よりも、自力避難が困難な要配慮者に対して、早い段階からの対処や必要な支援の手当てなどについて、配慮しなければならない。また、避難所の再移転が不可欠な場合も想定し、可能な限り少ない移転となるよう、避難所の事前調整が必要である。さらに、避難が遅れた住民等や病院、介護施設等に在所している等により早期の避難が困難である住民等が一時的に退避できる施設となるよう、病院、介護施設、学校、公民館等の避難所として活用可能な施設等に、気密性の向上等の放射線防護対策を講じておくことも必要である。

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>(6) ④ ⑧ 略</p> <p>② 屋内退避</p> <p>・ P A Z においては、原則として、施設敷地緊急事態に至った時点で施設敷地緊急事態要避難者に対して、また、全面緊急事態に至った時点で全ての住民等に対して、避難を実施するが、避難よりも屋内退避が優先される場合に実施する必要がある。</p> <p>③ 安定ヨウ素剤の配布及び服用</p> <p>・ P A Z 内においては、全面緊急事態に至った時点で、直ちに、避難と安定ヨウ素剤の服用について、原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示を出すため、原則として、その指示に従い服用する。ただし、施設敷地緊急事態要避難者は、安定ヨウ素剤の服用の必要性がない段階である施設敷地緊急事態において、優先的に避難する。</p>
	<p>(6) ④ ⑧ 同上</p> <p>② 屋内退避</p> <p>・ P A Z においては、全面緊急事態に至った時点で、原則として避難を実施するが、避難よりも屋内退避が優先される場合に実施する必要がある。</p> <p>③ 安定ヨウ素剤の配布及び服用</p> <p>・ P A Z 内においては、全面緊急事態に至った時点で、直ちに、避難と安定ヨウ素剤の服用について、原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示を出すため、原則として、その指示に従い服用する。ただし、施設敷地緊急事態要避難者は、施設敷地緊急事態において、優先的に避難する。</p>

(案)

改正 令和 年 月 日 原規放発第 号 原子力規制庁長官決定

令和 年 月 日

原子力規制庁長官 名

安定ヨウ素剤の配布・服用に当たっての一部改正について

安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって（原規放発第1907033号）の一部を、
別表により改正する。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

別表 安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>1. はじめに</p> <p>平成25年(2013年)7月に原子力規制庁は、原子力災害対策指針(平成24年原子力規制委員会告示第5号)に示された安定ヨウ素剤に係る運用についての具体的方策を示すため、「緊急被ばく医療に関する検討チーム」での議論等を踏まえ、「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」(以下「解説書」という。)を取りまとめた。</p> <p>他方、緊急防護措置としての安定ヨウ素剤の服用等に関する国際的なガイドラインについては、<u>世界保健機関</u>(WHO)が1986年のチェルノブイリ原子力発電所事故後の1989年に取りまとめ、その後、小児甲状腺がんのリスクに関する知見に基づき1999年に改正した(Guidelines for iodine prophylaxis following nuclear accidents)^[1]。</p> <p>(略)</p> <p>2. 安定ヨウ素剤の服用に関する基本事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 服用方法</p> <p>①服用量</p> <p>安定ヨウ素剤の対象者別の適切な服用量(1回分)を表に示す。安定ヨウ素剤を適切な服用量を超えて服用しても効能又は効果を高めることにはならないことから、適切な服用量を守る必要がある。</p> <p>表 安定ヨウ素剤の適切な服用量(1回分)(略)</p> <p>生後1か月未満の者はゼリー剤(16.3mg)1包、生後1か月以上3歳未満の者はゼリー剤(16.3mg)2包又はゼリー剤(32.5mg)1包を服用する。</p> <p>3歳以上13歳未満の者は丸剤1丸、13歳以上の者については2丸を服用することとする。7歳以上13歳未満の者はおおむね小学生に、13歳以上の者はおおむね中学生以上に該当することから、小学1～6年生に対しては丸剤1丸、中学生以上に対しては丸剤2丸を配布することが適当である。</p>	<p>1. はじめに</p> <p>平成25年(2013年)7月に原子力規制庁は、原子力災害対策指針(平成24年原子力規制委員会告示第5号)に示された安定ヨウ素剤に係る運用についての具体的方策を示すため、「緊急被ばく医療に関する検討チーム」での議論等を踏まえ、「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」(以下「解説書」という。)を取りまとめた。</p> <p>他方、緊急防護措置としての安定ヨウ素剤の服用等に関する国際的なガイドラインについては、<u>世界保健機構</u>(WHO)が1986年のチェルノブイリ原子力発電所事故後の1989年に取りまとめ、その後、小児甲状腺がんのリスクに関する知見に基づき1999年に改正した(Guidelines for iodine prophylaxis following nuclear accidents)^[1]。</p> <p>(略)</p> <p>2. 安定ヨウ素剤の服用に関する基本事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 服用方法</p> <p>①服用量</p> <p>安定ヨウ素剤の対象者別の適切な服用量(1回分)を表に示す。安定ヨウ素剤を適切な服用量を超えて服用しても効能又は効果を高めることにはならないことから、適切な服用量を守る必要がある。</p> <p>表 安定ヨウ素剤の適切な服用量(1回分)(略)</p> <p>生後1か月未満の者はゼリー剤(16.3mg)1包、生後1か月以上3歳未満の者はゼリー剤(16.3mg)2包又はゼリー剤(32.5mg)1包を服用する。</p> <p>3歳以上13歳未満の者は丸剤1丸、13歳以上の者については2丸を服用することとする。7歳以上13歳未満の者はおおむね小学生に、13歳以上の者はおおむね中学生以上に該当することから、小学1～6年生に対しては丸剤1丸、中学生以上に対しては丸剤2丸を配布することが適当である。</p>

ただし、丸剤の服用が困難な者に対しては、ゼリー剤を用いる必要があり、丸剤の服用が困難な3歳以上13歳未満の者はヨウ化カリウム50mg相当分（例：「ゼリー剤（16.3mg）1包＋ゼリー剤（32.5mg）1包」）を服用し、丸剤の服用が困難な13歳以上の者はヨウ化カリウム100mg相当分（例：「ゼリー剤（16.3mg）2包＋ゼリー剤（32.5mg）2包」、「ゼリー剤（32.5mg）3包」）を服用する。

（略）

②服用のタイミング

放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくは、安定ヨウ素剤を適切なタイミングで服用することにより予防又は低減をすることができる。放射性ヨウ素にばく露される24時間前からばく露後2時間までの間に安定ヨウ素剤を服用することにより^[1, 11]、放射性ヨウ素の甲状腺への集積の90%以上を抑制することができる^[12]。また、既に放射性ヨウ素にばく露された後であっても、ばく露後8時間であれば、約40%の抑制効果が期待できる。しかし、ばく露後16時間以降であればその効果はほとんどないと報告されている^[12]。なお、この効果は、安定ヨウ素剤服用後、少なくとも24時間は持続することが認められている^[11]。

また、甲状腺機能亢進症の患者のデータではあるが、放射性ヨウ素にばく露後24時間以上経過して安定ヨウ素剤を服用すると、甲状腺に蓄積した放射性ヨウ素の生物学的半減期を延長させるため有益性よりも有害性が大きくなる可能性がある^[13, 14]。

（略）

③（略）

(3) 服用対象者

①服用を優先すべき対象者

年齢が低いほど放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくの健康影響として甲状腺がん等の発症のリスクが高くなる。服用を優先すべき対象者は、妊婦¹、授乳婦及び未成年者（乳幼児を含む。）である。

授乳婦、新生児及び乳幼児については、母体が摂取したヨウ素（放射性ヨウ素及び安定ヨウ素）の最大1/4程度が母乳に移行

ただし、丸剤の服用が困難な者に対しては、ゼリー剤を用いる必要があり、丸剤の服用が困難な3歳以上13歳未満の者にはヨウ化カリウム50mg相当分（例：「ゼリー剤（16.3mg）1包＋ゼリー剤（32.5mg）1包」）を服用し、丸剤の服用が困難な13歳以上の者にはヨウ化カリウム100mg相当分（例：「ゼリー剤（16.3mg）2包＋ゼリー剤（32.5mg）2包」、「ゼリー剤（32.5mg）3包」）を服用する。

（略）

②服用のタイミング

放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくは、安定ヨウ素剤を適切なタイミングで服用することにより予防又は低減をすることができる。放射性ヨウ素にばく露される24時間前からばく露後2時間までの間に安定ヨウ素剤を服用することにより^[1, 11]、放射性ヨウ素の甲状腺への集積の90%以上を抑制することができる^[12]。また、既に放射性ヨウ素にばく露された後であっても、ばく露後8時間であれば、約40%の抑制効果が期待できる。しかし、ばく露後16時間以降であればその効果はほとんどないと報告されている^[12]。なお、この効果は、安定ヨウ素剤服用後、少なくとも24時間は持続することが認められている^[11]。

また、甲状腺機能亢進症の患者のデータではあるが、放射性ヨウ素にばく露後24時間以上経過して安定ヨウ素剤を服用すると、甲状腺に蓄積された放射性ヨウ素の生物学的半減期を延長させるため有益性よりも有害性が大きくなる可能性がある^[13, 14]。

（略）

③（略）

(3) 服用対象者

①服用を優先すべき対象者

年齢が低いほど放射性ヨウ素による内部被ばくの健康影響として甲状腺がん等の発症のリスクが高くなる。服用を優先すべき対象者は、妊婦¹、授乳婦及び未成年者（乳幼児を含む。）である。

授乳婦、新生児及び乳幼児については、母体が摂取したヨウ素（放射性ヨウ素及び安定ヨウ素）の最大1/4程度が母乳に移行

するとされているため^[15, 16, 17, 18]、母体が放射性ヨウ素にばく露された場合には、母乳を介して乳児が放射性ヨウ素にばく露されるリスクがあることから、母乳栄養を一時的に中断した上で乳児に安定ヨウ素剤を服用させることが適切である。ただし、安全性が確認されたミルクを確保できない間は、母乳栄養を継続する選択が考えられる。

一方で、緊急時に母乳栄養を一時的に中断するリスク（母体側として乳房緊満による乳腺炎、乳児側として母乳以外を受け付けない場合の脱水、低血糖等）についても十分に考える必要があり、母体が定められた用量の安定ヨウ素剤を単回服用した場合、母乳に移行する安定ヨウ素が乳児の甲状腺機能に与える健康影響は小さいことから、母体の放射性ヨウ素による内部被ばくの可能性が低いことを前提として母乳栄養は継続し、乳児自身も定められた用量の安定ヨウ素剤を服用する。なお、乳児のうち特に新生児が安定ヨウ素剤を服用した場合には、甲状腺機能低下症に関する経過観察を行うことが適切である。

放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくにより甲状腺がんが発生する確率は、被ばく時の年齢が18歳未満の者では成人の3倍であるという報告があり^[19]、年齢が18歳未満の者は安定ヨウ素剤の服用を優先すべき対象者である。また、その中でも特に6歳未満の乳幼児は、チェルノブイリ原子力発電所事故後の調査において甲状腺がんが多発していることから、服用を優先すべき対象者であると考えられる^[3, 20, 21, 22]。

(略)

②40歳以上の者への効果

原爆被爆者については、成人期以降に被ばくした者における甲状腺がんの発症について統計的に有意なリスクの上昇は確認されておらず^[23]、チェルノブイリ原子力発電所事故の被災者については、甲状腺がんの発症のリスクの上昇が明らかであるのは18歳未満の者である^[19, 24, 25]。また、WHOガイドライン2017年版においては、40歳以上の者への安定ヨウ素剤の服用効果はほとんど期待できないとされている^[2]。

(略)

(4) (略)

するとされているため^[15, 16, 17, 18]、母体が放射性ヨウ素にばく露された場合には、母乳を介して乳児が放射性ヨウ素にばく露されるリスクがあることから、母乳栄養を一時的に中断した上で乳児に安定ヨウ素剤を服用させることが適切である。ただし、安全性が確認されたミルクを確保できない間は、母乳栄養を継続する選択が考えられる。

一方で、緊急時に母乳栄養を一時的に中断するリスク（母体側として乳房緊満による乳腺炎、乳児側として母乳以外を受け付けない場合の脱水、低血糖等）についても十分に考える必要があり、母体が定められた用量の安定ヨウ素剤を単回服用した場合、母乳に移行する安定ヨウ素が乳児の甲状腺機能に与える健康影響は小さいことから、母体の放射性ヨウ素による内部被ばくの可能性が低いことを前提として母乳栄養は継続し、乳児自身も定められた用量の安定ヨウ素剤を服用する。なお、乳児のうち特に新生児が安定ヨウ素剤を服用した場合には、甲状腺機能低下症に関する経過観察を行うことが適切である。

放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくにより甲状腺がんが発生する確率は、被ばく時の年齢が18歳未満の者では成人の3倍であるという報告があり^[19]、年齢が18歳未満の者は安定ヨウ素剤の服用を優先すべき対象者である。また、その中でも特に6歳未満の乳幼児は、チェルノブイリ原発事故後の調査において甲状腺がんの発生が多発していることから、服用を優先すべき対象者であると考えられる^[3, 20, 21, 22]。

(略)

②40歳以上の者への効果

原爆被爆者については、成人期以降に被ばくした者における甲状腺がんの発症について統計的に有意なリスクの上昇は確認されておらず^[23]、チェルノブイリ原発事故の被災者については、甲状腺がんの発症のリスクの上昇が明らかであるのは18歳未満の者である^[19, 24, 25]。また、WHOガイドライン2017年版においては、40歳以上の者への安定ヨウ素剤の服用効果はほとんど期待できないとされている^[2]。

(略)

(4) (略)

3. 事前準備

(1) 区域別の基本的な枠組み (略)

a. (略)

①施設敷地緊急事態で優先的に避難させる者への対応

妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者に加え、安定ヨウ素剤の服用不適切項目（報告書 別添 2-3）に該当する者（以下「服用不適切項目該当者」という。）等で安定ヨウ素剤の服用ができないと医師が判断したものについては、地方公共団体が事前に把握し、安定ヨウ素剤の服用の必要性がない段階である施設敷地緊急事態で優先的に避難させる等の予防的防護措置を講じなければならない。妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者は、避難に際して事前配布された安定ヨウ素剤を携帯するように指示する。

(略)

②～④ (略) (略)

b. (略)

(2) ～ (6) (略)

4. 緊急事態での対応

(1) 施設敷地緊急事態

施設敷地緊急事態に至った際には、PAZ内では安定ヨウ素剤の服用のための準備を行う必要がある。具体的には、防災無線や広報車等を用いて、PAZ内の住民に事前配布した安定ヨウ素剤を手元に置くように指示する。

妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者に加え、服用不適切項目該当者等で安定ヨウ素剤の服用ができないと医師が判断したものについては、地方公共団体が事前に把握し、安定ヨウ素剤の服用の必要性がない段階である施設敷地緊急事態で優先的に避難させる等の予防的防護措置を講じなければならない。妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者は、避難に際して事前配布された安定ヨウ素剤を携帯するように指示する。また、避難の実施により健康状

3. 事前準備

(1) 区域別の基本的な枠組み (略)

a. (略)

①施設敷地緊急事態で優先的に避難させる者への対応

妊婦、授乳婦、乳幼児、乳幼児の保護者等に加え、安定ヨウ素剤の服用不適切項目（報告書 別添 2-3）に該当する者（以下「服用不適切項目該当者」という。）等で安定ヨウ素剤の服用ができないと医師が判断した者及び安定ヨウ素剤を事前配布されていない者のうち、早期の避難等の防護措置の実施が必要な者については、地方公共団体が事前に把握し、施設敷地緊急事態で優先的に避難させる等の他の防護措置を講じなければならない。妊婦、授乳婦、乳幼児、乳幼児の保護者等は、避難に際して事前配布された安定ヨウ素剤を携帯するように指示する。

(略)

②～④ (略) (略)

b. (略)

(2) ～ (6) (略)

4. 緊急事態での対応

(1) 施設敷地緊急事態

施設敷地緊急事態に至った際には、PAZ内では安定ヨウ素剤の服用のための準備を行う必要がある。具体的には、防災無線や広報車等を用いて、PAZ内の住民に事前配布した安定ヨウ素剤を手元に置くように指示する。

妊婦、授乳婦、乳幼児、乳幼児の保護者等に加え、服用不適切項目該当者等で安定ヨウ素剤の服用ができないと医師が判断した者については、地方公共団体が事前に把握し、安定ヨウ素剤の服用の必要性がない段階である施設敷地緊急事態で優先的に避難させる等の他の防護措置を講じなければならない。妊婦、授乳婦、乳幼児、乳幼児の保護者等は、避難に際して事前配布された安定ヨウ素剤を携帯するように指示する。また、避難行動により健康状態の悪化が予想される者は受入れ体制が整備されてから

態の悪化が予想される者は受入れ体制が整備されてからの移動が望ましい。

なお、乳幼児は、原則として保護者等が同伴の上で優先的に避難させるが、保護者とともに避難できない場合は、保育士等が付き添って避難し、避難場所等で保護者等に引き渡すなどの対応をとる必要がある。

(2) (略)

b. (略)

5. (略)

参考資料 (略)

引用文献 (略)

注釈

1～9 (略)

10 原子力災害対策本部又は地方公共団体の服用指示に基づいて地方公共団体職員が緊急配布する場合（当該緊急配布のために液状の安定ヨウ素剤を必要とする者に対して地方公共団体職員が調製する場合を含む。）は、大規模災害時等における緊急避難的対応として、医薬品医療機器等法、医師法等の関係法規上の違法性は阻却されるものと考えられる。ただし、平時の計画においてはできる限り、医師や薬剤師が関与する体制を整備する必要がある。

の移動が望ましい。

なお、乳幼児は、原則として保護者等が同伴の上で優先的に避難させるが、保護者が近くにいない場合は、保育士等が付き添って避難し、避難場所等で保護者等と集合させる等の対応をとる必要がある。

(2) (略)

b. (略)

5. (略)

参考資料 (略)

引用文献 (略)

注釈

1～9 (略)

10 原子力災害対策本部又は地方公共団体の服用指示に基づいて地方公共団体職員が緊急配布する場合（当該緊急配布のために液状の安定ヨウ素剤を必要とする者に対して地方公共団体職員が調製する場合を含む。）は、大規模災害時等における緊急避難的対応として、医薬品医療機器等法、医師法等の関係法規からの違法性は阻却されるものと考えられる。ただし、平時の計画においてはできる限り、医師や薬剤師が関与する体制を整備する必要がある。